# 平成２９年度第２回北九州市障害者施策推進協議会

## （会議要旨）

| | |
|---|---|
| 日　　時 | 平成２９年６月３０日（金）１８：００～２０：００ |
| 場　　所 | 市庁舎　３階　大集会室 |
| 出席委員<br>（１６名） | ◆北九州市障害者施策推進協議会委員<br>伊野委員、古柴委員、小鉢委員、白川委員、髙橋委員、田中委員、芳賀委員、中村（恵美子）委員、中村（貴志）委員、長森委員、橋本委員、久森委員、松尾（圭介）委員、民田委員、森委員、山田委員 |
| 欠席委員<br>（３名） | 今村委員、榎委員、松尾（まゆみ）委員 |
| 事　務　局<br>及び関係課 | 【保健福祉局】<br>保健福祉局長、障害福祉部長、障害福祉企画課長、障害者支援課長、発達障害担当課長、地域リハビリテーション推進課長、人権文化推進課長、教育委員会事務局特別支援教育課長 |
| 次　　第 | １　開会<br><br>２　諮問<br>「(仮称) 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」の制定について<br><br>３　議題<br>（１）(仮称) 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例の骨子（案）について<br>（２）北九州市障害者支援計画の進捗状況について<br>（３）第４期北九州市障害福祉計画の評価（チェック）について<br><br>４　報告<br>（１）（次期）北九州市障害者支援計画の策定状況について<br>（２）北九州市の障害者の状況（平成２８年度末）<br>（３）平成２９年度障害福祉関係予算及び重点的に取り組む障害福祉施策について<br><br>５　閉会 |

| 会　議　経　過 | |
|---|---|
| 発言者 | 発　言　要　旨 |
| 事務局 | ただ今から平成２９年度第２回北九州市障害者施策推進協議会を開催する。<br>配布資料確認<br><br>会議成立の確認<br>本日の会議出席者は名簿のとおりであるが、3 人の委員が欠席となっている。北九州市障害者施策推進協議会条例第 6 条により、「協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」となっているが、本日は 19 名の委員の内 16 名の委員の皆様に既にご出席いただいているため、本協議会は成立していることを、まず、ご報告させていただく。<br><br>まず始めに、本日は市長から、当協議会に諮問をさせていただく。 |
| 障害福祉企画課長 | 諮問進行<br><br>本日はまずはじめに当協議会に対し「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例の制定について」諮問をさせていただく。4 月 20 日に開催された第 1 回当協議会において、差別解消条例を市として制定することを説明申し上げた。その中で 4 月から差別解消条例に関する有識者会議を開催し、条例の内容についてご意見をいただいた後、市として条例の骨子案をまとめたものを当協議会に対して諮問させていただく旨の説明を申し上げる。本日はその有識者会議に基づくご意見に従い、本日配付した資料に骨子案をまとめている。本日はこれを諮問させていただく。<br><br>諮問は市長　北橋健治より当協議会会長　中村貴志様に諮問させていただくが、本日は市長に代わり保健福祉局長の阿高より諮問をさせていただく。 |
| 保健福祉局長 | 諮問 |
| 事務局 | それでは、議事に沿って進めてまいる。この後の会議の進行は会長にお願いする。 |
| 会長 | 議事に沿って進めてまいるので、皆様にはご協力をお願いする。<br><br>先ほど市長から諮問をいただいた「(仮称) 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」の制定について、引き続き、議題１　(仮称) 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例の骨子（案）として、事務局から説明をお願いする。 |

| | |
|---|---|
| 差別解消担当係長 | 資料２　「(仮称) 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」の制定について説明。 |
| 会長 | 事務局の説明に対し、ご質問やご意見があったら、発言をお願いする。 |
| 委員 | ２点ほど質問。１点目は資料７ページにある相談について。具体的なものが見えない。何をもって差別と考えるのか、合理的配慮はどうなのか、非常に判断が難しい場合があるので、この相談機能がしっかり機能するかどうかが一つのポイントになると思われる。相談を受ける相談員をどのように配置するか等は、条例に具体的に記述されるのか。他県の条例では、具体的に人数まで明記しているところもある。たとえば何らかのちゃんとした判断レベルをもった人が相談を受けて、それによっていろいろアドバイスができるというような、そういう相談体制をどのように明示していくのかが疑問。<br>もう１点、紛争解決のための調整機関について。説明資料を読むと、障害のある人が差別を感じたときに相談窓口に相談をして、市長がいろいろと調査をして、必要があるという場合には調整機関に審議を求めるとなっている。調整機関は具体的に事業者等に対しての助言・あっせんを必要によって行うという位置づけになっているのが、調整機関の独立性はどうなのか、市長から諮問を受けて扱うということなのか。他自治体の条例を見ると、市長とは独立的に調整機関が設置されていて、そこが助言・あっせんを行い、それでも聞かない場合は市長に対して勧告や公表を要請することができると、そういう位置づけをされているところもある。市長からの諮問を受けて初めて機能する機関なのか、それとも独立的に機能する機関なのか、位置づけがよくわからない。人数が７人以内の構成というのも、少ないのではないか。障害者団体もいろいろあり、それに学識経験者や事業者の代表などを入れていくと、果たして７名で収まるのか。たとえば、他自治体の条例では、１０数人での構成というところもある。そのあたりについて教えていただきたい。 |
| 障害福祉企画課長 | まず相談体制について。資料の８ページにイメージ図がある。相談体制については、昨年の法律の施行と同時に、２８年４月から障害者差別解消相談コーナーを設置している。ここは、自治体によっては民間団体に委託しているところもあるが、本市では市の直営とし、専門の相談員を配置している。現任の相談員は、社会福祉士、精神保健福祉士、手話通訳士の資格を持っている。他自治体の条例で、人数や体制を書いているものも確かにある。本市の相談コーナーで平成２８年度の１年間に相談をお受けした件数は、１２７件であり、実際に当事者と事業者との間の調整活動に入ったものはそのうち２３件。残りの１００件余りは、いわゆる差別事案として調整に入るような事案ではなく、話を聞いた上で他のサービスや機関を紹介するというものであった。２３件については、相手の事業者に連絡して話をし、相談者に内容をフィードバックして、お互いの話し合いの下に解決したというもの。件数の実績としては、今年度も増えているわけでは |

| | |
|---|---|
| | なく、昨年度と同様の形で推移している。相談体制を拡張するという意見もあろうが、現在の本市の現状からは、今の体制で不足しているとは言えない。県の場合は広域になり、福岡県は今は県庁の中に相談員を置いている。今後、県や他自治体の実情を見ながら検討させていただきたい。<br>　次に調整機関について。位置づけとしては、この施策推進協議会もそうだが、条例に基づく市の付属機関となり、どこの自治体も同じ形式を取っている。まずは市長が助言・あっせんの申立てを受けるが、調査をして必要があるときは、調整機関に対して助言・あっせんを行うことについて審議を求める。ここから先は、調整機関の委員に助言・あっせんを行うかどうか審議いただくが、それにあたっては関係者に対して説明や資料の提出を求めることができるとなっている。あくまで、最終的には調整機関の皆様に独立的に判断していただくもの。委員の人数については、たとえば福岡県は７人、福岡市は５人の予定とお聞きしている。この機関は合議制を想定しているので、あまり人数が多いと審議事項がまとまるのかという懸念もあり、７という数字に明確な根拠があるわけではないが、委員の構成分野や、合議体であるということも考えると、７人が適切かと考えている。 |
| **委員** | 　福岡市が５人というのは意外であった。例えば大分市は１２名。今の説明は了解した。<br>　５ページの（２）合理的配慮の提供のところで、障害のある人が障害により意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障害のある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含むとなっている。その他の関係者からということで、たとえば障害者の家族会などが、障害のある人と同行するなりして意思表明をお手伝いできるのであれば、仮に調整機関の中にその障害種別の団体の人が入っていなくても、ある程度そういう機能は果たせるので、そういうことが保障されるのであればあまり人数にはこだわらなくてよいかと思っている。福岡県の条例には「その他の関係者から」という文言がないので、そういう面では、北九州市では、障害のある人の訴えに対して障害者団体などがある程度サポートすることも認めると、一歩進んでいる印象だが、そういう理解でよろしいか。それならば人数面には特にこだわらなくてよい。 |
| **障害福祉企画課長** | 　「その他の関係者」というのは、今言われたとおりの意味合い。障害のある人がご本人だけで全てを伝えられない場合もあるので、相談の付き添いで関係者が来られたときにはそちらにも十分お話を聞かせていただく。調整機関に助言・あっせんを求めたときも同じような取扱いとなる。 |
| **委員** | 　文言がいくつか気になる。まず２ページの定義のところ。「障害のある人とは、（中略）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により（略）」となっているが、「がある者であって、障害」を「及び」という言葉に置き換えて、「（略）その他心身の機能の障害及び社会的障壁により」としていただきたい。「障害のある人」と「ある者であって」が重複しているので、「及び」とするほうが自然ではないかと思う。 |

| | |
|---|---|
| | 次に４ページの教育の分野について、「就学する学校を決定することとあるが、「就学する学校」でなく「教育内容を決定すること」としていただきたい。それから５ページの不動産取引の分野について、やむを得ないと認められる場合など（略）と書いてあるが、売主や貸主であった場合には合理的な理由はないと思われるので、文言を検討し直してほしい。<br>最後に７ページ。相談する人は支援者や地域の人である場合もあるので、できれば「市民及び市内で勤務する者または事業者は」として門戸を広くしていただきたい。 |
| **差別解消法担当係長** | １点目、障害のある人の定義。この条例は障害者差別解消法を補完するものと考えている。条例では、発達障害を精神障害のかっこ書きから外し独立して記載すること、難病に起因する障害を記載すること、この２点は法と異なるが、それ以外の部分は、法律がこうした書きぶりとなっているため、法律と同様の規定とさせていただきたい。<br>２点目、８分野にわたって例示的に記載している教育の分野については、先行自治体の規定を参考にしている。３点目の不動産取引の分野も、実際に条文化するにあたっては法制上のルールや表現があるので、先ほどご意見いただいた内容も含めて検討させていただきたい。 |
| **委員** | 是非検討していただきたい。他の自治体の規定には必ずしも捉われる必要はないと思われる。 |
| **委員** | 合理的配慮を努力義務という形にするというところで、３年後の見直しについては明記するのか。 |
| **障害福祉企画課長** | 国は法施行後３年を経過した後に見直すという規定が法律の附則にあるので、必要があれば平成３０年度に見直しに入ると考えられる。本市の条例では、有識者会議においても条例に３年後の見直し規定を置くべきという意見があった。ただ、仮に数字を明記するとしても適切な年数の判断が難しく、果たして３年という数字がよいという問題もある。法の附則には、必要があれば見直すとあり、必ずしも見直すわけではない。衆議院と参議院の附帯決議の中に、必要があれば３年を待たずして見直すべきという言葉が入っている。となると、必要があれば平成３０年度を待たずに国会が政府に対して見直しを求めることもあり得る。現在のところ、国が見直しに入っているという話は聞いてはいない。本市においても、これまでの相談事例の中で、努力義務でなく法的義務でないと支障が出るというものは今のところない。そもそも、数年後に必ず見直しをしなければならないということがあるのかと言うと、たとえば法律で仮に法的義務となれば、条例でも必然的に法的義務となる。国の基本的な動きや、本市の相談状況の動向を見て、必要があればその都度見直していきたいと考えているので、年数を記載するということは今のところ考えていない。 |
| **委員** | 少し不安な部分もある。今の国の動きとしても、社会保障的な部分を削減する方向であるので、予算の問題等もあろうが、北九州市としても独自 |

| | |
|---|---|
| | の姿勢をもってよいのではないかと思う。 |
| 委員 | ９ページ、啓発活動の推進について。市は事業者及び市民の障害や障害のある人に対する関心と理解を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、啓発その他必要な施策を推進するものとある。自分は当事者活動委員をしており、出前講座で講師をすることがある。昨年、自分が生まれたときからこれまでの話、どういう暮らしをしているという話をした。そのときに、仕事を頑張っているね、応援しているね、という反応をもらい、とても嬉しかった。そうした出前講座のような機会を増やしてもらったり、市のホームページで団体の活動などを紹介してもらったりするとよいと思うが、難しいだろうか。 |
| 障害福祉企画課長 | 啓発活動は、「障害のある人や関係団体の参画のもとで」と書かせていただいている。我々は、北九州市障害福祉団体連絡協議会（以下「障団連」）と日ごろから啓発活動を一緒にさせていただいており、これが普通のことだと思っていたが、他の自治体の話を聞くと、こういう団体の方々と行政が一緒にするというのはかなり稀な例であるようだ。障害者差別解消法の施行前に、市の職員に対して職員対応要領を作成し、説明の場を設けたが、そのときも障団連さんに講師をしていただいた。行政職員が話をするよりも、やはり当事者の方に来ていただいて、社会的障壁や合理的配慮についてお話しいただくほうが、何倍にも効果があるということを我々も実感している。先ほど、ホームページでご紹介するというアイデアをいただいた。まだ骨子案としては漠然としたものしか書けていないが、条例ができてからは、できるだけいろいろな形で啓発活動を行いたいと考えており、内容についてはもう少しお時間をいただきたいと思っている。 |
| 委員 | まず、今の説明の中に市職員対応要領という言葉が出て安心した。せっかく作られたものが、条例骨子案の中に全く出てこず気になっていた。４ページに、「市及び事業者は、障害を理由として・・・」とあるが、せっかく作られたので、職員対応要領を参考に、等と書き加えてもよいのではないかと思う。<br>次に、３ページの基本理念について。「障害のある女性については、（中略）差別を受けやすい」とあるが、女性と限定してあるところに違和感を感じる。実際には、女性であるために差別を受けやすいという実態はあるが、“女性だから”ということではなく、ジェンダー的な考え方でいくと性的少数派やトランスジェンダーの方も含まれるような表現に変えてはどうか。<br>それから、４ページ。８分野が挙げられているが、地域コミュニティについてはどう考えているか。たとえば、自分が難病になったときというのは、“あそこの家から難病患者が出たよ”というふうに、まず地域で話題に上がり、外に出ることや公表することがためらわれるくらいの地域的な抑圧を受けた記憶がある。なので、地域についても不当な差別的取扱いについての意識を広げていただきたい。９ページの考え方のところで、障害者施策全般のかっこ書きで分野が書いてあるが、そちらにも地域コミュニ |

| | |
|---|---|
| | ティの成熟ということを含めて考えていただきたい。<br>　前後するが、３ページ、市、事業者、市民の責務や役割について。「理解を深める研修等の取組み」と書いてある。市の職員対応要領の中にはたくさんの事例が挙げられており、それはとても効果的であると思うが、ひとつの事例においても受ける側の考えや受け止め方などは人によってさまざまであり、正解というものはなかなかひとつにはまとめられない。なので、その大元となる基本的な考え方が大事で、こういうことは差別に当たる、差別をなくそう、ということや、こういうケースに直面したときに判断できるスキルや理念の獲得ができるような、そういう研修をぜひ進めていただきたい。<br>　最後に、９ページ、表彰について。他自治体においても、いろいろな部分で表彰制度が効果を上げていると聞いているので、表彰を取り入れていただいたのはとても良いと思った。表彰については、いろいろな事業が進んでからの話になるとは思うが、ぜひ実行していただきたい。 |
| **障害福祉企画課長** | 　まず、女性に限定している表現について。今委員が言われたことは確かにあると思うので、次回までに検討させていただき、論点をまとめさせていただきたい。次に、地域コミュニティのことについては、我々が想定できていなかった部分のお話であった。今ここに挙げている分野は、他自治体の条例等も見て、日常生活における状況ということで書いたものだが、少し検討させていただきたい。また、研修については、「事業者は研修に努めるものとする」としており、これは他自治体の条例にはないもの。有識者会議においても、事業者代表の方より、積極的に自発的に研修していく必要があるという言葉もあった。市としても、研修の必要性・重要性を認識している。今後、商工会議所の意見等も聞きながら、効果的な研修について検討していきたい。表彰については、福岡県の条例にも規定されているが、具体的な内容については検討段階とのこと。本市では、スポットが当たるような制度にしていきたいと思っている。職員対応要領については、障団連の皆様にご協力いただいて平成２７年度に作成し、全所属長や新規採用職員等に随時研修を行っている。条例の中に取り込むか、文言を取り込んだほうがよいのかどうか等、少し検討させていただきたい。 |
| **委員** | 　５ページ、合理的配慮について。「その実施に伴う負担が過重でないときは」とあるが、これを前面に書いてしまうと、事業者は自分の物差しで過重かどうかを判断してしまうのではという不安がある。６ページに、「合理的配慮の提供の基準があいまいなことや具体的事例の集積が不十分であること」とあるが、ここに全て記載してしまうと集積も進まないのではと思うので、市も事業者もまずは差別解消相談コーナーに相談してもらって、それで事例の集積を進めていかないと、共通のものさしができないのではと思っている。 |
| **障害福祉企画課長** | 　昨年の相談実績の中で、事業者からの相談は数件しかなかったと記憶している。中には、お客さんでいらっしゃった方が障害のある方で、要求が次第に増えていってだんだん応えられなくなってきて、一体どこまでが合 |

| | |
|---|---|
| | 理的配慮の範疇なのかという、我々も非常に答えにくいような内容の相談もあった。しかし、それは個々の事業者の規模やサービスの内容、障害当事者の方の状態によって変わってくるものであり、一概に答えられるものではない。そこで我々が当事者の方と事業者の間に入り、話し合いによって到達できる答えを導くしかなかった。実態としては、なかなか事業者から相談を受けることがない。我々のＰＲの仕方が、もしかすると障害当事者の方からしか相談できないようなイメージを持たれているかもしれないので、そこは条例の規定とは別に、検討していかねばならないと思っている。これから研修や啓発を、商工会議所等と一緒に考えていきたいと思っているので、その中で、相談コーナーの活用についても呼びかけていき、事例が集積できるような工夫をしていきたい。 |
| 委員 | ２ページ、定義について。発達障害を精神障害のかっこ書きではなく並列に表記していただき、感謝する。また、３ページの「障害のある女性」という書き方について。発達障害の方の中には、ジェンダー的な曖昧さを抱えている方も多いので、先ほども意見が出たが、やはり表記を検討していただくのがよいと思う。それから、４ページの教育の分野について。「就学する学校を決定する」ということは、簡単な言葉で言えば「進路」になると思うが、そういった部分を含めてこれから書き換えが行われるということで、了解した。もう一つ、９ページの情報の収集及び提供について。先ほどから「過重な負担」という言葉も出てきていて、合理的配慮については曖昧さがあり、個々の事例によって違うということもあろうが、「障害を理由とする差別の解消に向けた取組みに関する情報を集積し」とあるのは、好事例の収集という理解でよいか。好事例の集積はなかなか難しいとは思うが、どう集積していくのだろうか。また、好事例について研修等でしっかり情報提供していかないといけない。好事例がわからないから不適切な対応や合理的配慮の不提供になると思うので、表彰制度もすばらしいが、やはり好事例の情報収集が大切であり、どのようにしていくか伺いたい。 |
| 障害福祉企画課長 | 「障害のある女性」の表現については、次回までに考えを整理させていただきたい。それから、好事例の情報収集については、表彰制度を設けるということで、その取組みについて事業者等に説明させていただくことになるであろうし、その中で、どんな悩みを抱えているか、どんな事例があるか、我々に情報をいただけるような仕組みを考えていきたいし、表彰制度の説明をする中で、事例を市に寄せていただくようお願いしていきたい。また、内閣府が「合理的配慮の提供等事例集」を出しており、福岡県も条例の中で同じように収集活動をして情報提供する旨を書いている。<br>我々は、市内特有のものを出していければと思っているが、そのやり方については、国・県との整合性もあるので、今後詳しく検討させていただきたい。 |
| 委員 | 私は障害当事者であるが、そもそも「不当な差別的取扱い」や「障害を理由とする差別」の受け取り方の違いがあり、何が差別なのかがよく理解 |

| | |
|---|---|
| | できない。昨年、実態調査のアンケートで「障害を理由とする差別を受けたことがありましたか」との質問項目があり、自分が考えてみても、さほど思い当たらない。多少はあるが、それほど差別を受けたという意識がない。まず「差別」とはどういうことなのかが、障害当事者にもよく理解できていないところがあるし、市民の方達は何が差別なのかは本当にわからず、日ごろの何気ない言葉が差別になっていることもあるだろう。これから条例を制定、施行するにあたっては、情報提供や啓発が非常に大切になってくると思われた。 |
| **会長** | たくさんの意見をいただき、感謝する。<br>今回諮問を受けた「(仮称) 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」については、７月・８月の本協議会でも引き続き検討してまいるので、また意見等あればお願いしたい。 |
| **会長** | 次第に沿って進めてまいる。<br>議題２　北九州市障害者支援計画の進捗状況について<br>本日は、条例の諮問審議があったことから、残り時間が限られている。<br>委員の皆様には事前に送付のあった資料をすでに確認いただいている前提で、事務局からは概要のみ説明していただく。 |
| **障害福祉企画課長** | 資料４　「北九州市障害者支援計画について」説明。 |
| **会長** | 事務局の説明について、ご質問やご意見があったら、発言をお願いする。 |
| **委員** | 質問と要望が２点ある。<br>３の（ａ）の５４「障害福祉施策整備」と、３の（ｃ）の７１「共同生活援助」、いわゆるグループホームについておたずねしたい。<br>グループホームの整備について、それなりの整備ができたとの報告がなされているが、ある訪問看護事業者から話では、全くグループホームの数が足りない状態と聞いている。<br>精神障害者の場合であるが、グループホームへの入居を希望している長期入院患者について、退院促進が進められているが、生活の場がなければ、地域の中で暮らしていけないため、まずグループホームの確保と、日常生活を支援する訪問看護事業者がないと退院は難しい。<br>退院促進については、十分とはいえないが医療機関と事業者の間で何らかの連携があるものとは思われるが、肝心の受け入れ先であるグループホームの数が圧倒的に不足している状態である。<br>また、３の（ｂ）の６１「施設入居者の地域生活への移行」について、社会福祉法人の持っている施設にスプリンクラー等の消防設備等については助成をする制度があるとのことだが、現在、問題と感じているのは、グループホームを新規に開設しようとした場合、民間アパートを借りて消防設備をいろいろと整備する必要があること。先日、小倉北区でも火災があり多くの方が亡くなったが、空き家があっても、それらをグループホー |

| | |
|---|---|
| | ムとして活用する際に整備資金が必要となること。また、ある一定規模でないと認可が下りず、また常駐の管理者を置くことを求められることから、事業者側が施設を開設したくてもできない状況にあり、また、経営的にも厳しいために施設の増加が一向に進まないものと考えている。<br>　そうした状況から、入居希望者たちは、常に順番待ちの状態にある。<br>　既存設備の改修だけでなく、新規に施設を開設しようとする意欲ある事業者に対して、消防設備等を設置する際の補助や助成等が必要ではないか。<br>　また、常駐の管理者について、一人当たりの国の報酬の点数が少なく、経営的に厳しい状況にあるため、管理者の人件費に対する補助等の施策についても推進していかなければ、なかなかグループホームの数は増えていかないのではないか。<br>　こうした実態について、市としてはどう考えているのかお聞かせ願いたい。 |
| **障害者支援課長** | 　グループホームの充実がなければ、地域移行が進んでいかないのではないかというご意見はごもっともであり、私どもとしても問題意識を持っている。<br>　グループホームの開設の支援にあたっては、開設時に初期投資として冷蔵庫等の施設の備品を購入する費用として、５０万円を助成し、開設を支援している。<br>　消防法改正に関連して、今年度中に消防設備の整備を完了させなければならないところであり、障害者の支援区分４以上の方が８割以上入所しているグループホームについては、スプリンクラーの設置が必須となった。<br>　これは昨年度の国の補正予算も入れながら、スプリンクラーを設置する事業所について助成する旨を案内し、昨年度は１か所、今年度に入って１か所に助成を実施したところである。<br>　グループホームにおける質・量の充実は、地域移行に不可欠であるため、より重度の障害のある方の受入れに必要な人員配置や施設整備を行うための報酬の引き上げについて、国に対し、今後も引き続き働きかけてまいりたい。 |
| **会長** | 　グループホームの数が不足している問題については、どう考えているのか。 |
| **障害者支援課長** | 　グループホームの数については、資料６の２ページ目をご覧いただきたい。<br>　表の２行目に掲載している共同生活援助事業について、上段は事業の見込み、すなわち計画策定段階での事業予測を示しており、平成２７年度は９２８人、平成２８年度は１，００４人、平成２９年度は１，０８６人である。実績はいずれもその見込みを超えており、平成２７年度は９２８人の見込みに対し、１，０４０人の実績、平成２８年度は１，００４人の見込みに対し、１，０８４人の実績がある状況。<br>　これらの状況は、需要を満たしているということではなく、予測よりも |

| | |
|---|---|
| | 需要が上回っていたことによるものと考えており、グループホームの数については充実が必要と考えている。<br>　現在、具体的な施設整備の予算等はないが、初期投資５０万円の助成実施が現状の取組みである。 |
| 委員 | 　初期投資の５０万円だけでは、全く話にならない。<br>　スプリンクラーの設置だけでも数百万の経費がかかる。<br>　備品等の購入援助だけでは到底資金は足りず、事業者側も新規参入しようという気が起こらないのではないか。<br>　また、事業の見込み数はどこから出てきた数字なのか。<br>　実感としては、まったく足りないが、このような需要予測しかないのか。<br>　それらの数字は、現場の感覚と違ったものであるように感じる。<br>　それから、消防法の改正に伴う消防設備の整備について、昨年度と今年度で２箇所の助成を実施したとのことだが、それは既存の施設に対するものであって、現在、求められているのは、いかに新規開設していくかという視点で考えていくことであり、既存施設の改修に追われているだけでは量的確保は難しいのではないか。<br>　市側の認識のずれが気がかりではあるが、今後の支援計画の見直しの中で議論していただきたい。 |
| 障害者支援課長 | 　ご意見はごもっともである。<br>　国の指針に基づいて需要予測を出してはいるが、当初の見込みを上回る供給が実際に起きていることから、今後の計画においては、そうした現状を踏まえて検討してまいりたい。 |
| 委員 | 　先ほどグループホームについて意見が出たが、現在、地域の中で暮らしている多くの障害者にとって、グループホームの数は到底足りていないという状況は市としても十分把握しているものと思う。これからも地域で暮らし続けていくためには、とてもニーズの高いサービスだと思う。また、障害者本人、親や家族の高齢化、そしてその後に訪れる親なき後の受け皿としてのグループホームの整備はとても急がれる重要な課題だと考える。さらに重度高齢化した障害者に特化したグループホームを整備するためには、先ほどから出ているが、ただ数だけを増やしていけばよいというものではなく、建物へのそれなりの配慮が必要であるし、支援する側の支援体制もこれまでのようにはいかない。いろいろな課題が出てくると考えている。これからも引き続き、支援する側の専門性も含めて、事業者への助言や指導をお願いしたい。 |
| 委員 | 　資料５の事業番号６３、療養介護について質問する。<br>　本年の６月には、２７床の新しい施設がスタートして、来年度は療育センターの病床数が増え１６５床になると聞いている。<br>　資料６の「障害福祉計画の目標等の管理シート」によると、療養介護は見込みが２８１で、実績が２７１なので、それほどに増やしてよいものかというところに関して、行政と話をしたところ、適切な申請があれば、ま |

| | |
|---|---|
| | だまだ許可は行うとの話であったが、それでは供給量が増えすぎるのではないかと考える。量を規制するような考えはないかおたずねしたい。 |
| 障害者支援課長 | 療養介護について、総量規制を今後、設けないのかという質問であるが、現在のところは、療養介護事業所というのは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業であって、指定要件を満たした状態で申請があれば、指定を行っている。<br>確かに、需要予測をしていく中で、過度に増えすぎるとどうなるかということは今後の検討課題であると認識しているが、例えば今の段階でも、入所を希望している方が二百数十名おり、５０名程度の方が北九州市外の療養介護事業所に入所している。この度、総合療育センターが１００床から１６５床となり、６５床増え、また先日開所した事業所も２７床増えたが、それでも数が足りている状況にはないと認識しているため、今すぐ量的な規制を行うことは考えていない。まだ、量的規制を行う根拠としての数字もないことから、今後については情勢を見ながら、検討してまいりたい。 |
| 委員 | 療養介護施設というのは、医療施設という面もあることから、必然的に医療費とも関係してくるため、そのことについても認識しておいていただきたい。 |
| 委員 | ３の（ｅ）の８９「精神障害者就労支援施設等通所者交通費助成」について、西鉄バスについては平成２９年度より運賃割引を開始したと書いてあり、筑豊電気鉄道の方も半額になっている。<br>これについては平成２９年度も継続実施するとあるが、これは実際半額になったものに対して半額を補助するということで、要は４分の１が利用者負担になるという認識でよいか。<br>それともう１点、先ほどの資料（第４期北九州市障害福祉計画の目標等の管理シート）の「（５）その他の活動指標」１ｐの就労支援Ａ型の数値と、「（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行」２ｐの数字に齟齬があるが、どちらが正しいのか。 |
| 障害福祉部長 | 担当課長が所用により欠席しているが、障害福祉部長の私からお答えしたい。<br>ここの意味合いは、西鉄バスの交通費の助成は、精神保健福祉手帳をお持ちの方が対象になる。８９の事業については、手帳交付が要件ではないため、手帳をお持ちでない方でも、精神疾患がある方については対象となっている。手帳をお持ちでない方は、西鉄の割引の対象とならないため、引き続き実施する。 |
| 障害者支援課長 | 手元に確認できる資料がないため、数値の齟齬については、後日確認して回答する。<br>見込みを下回る実績であったことは、Ａ型もＢ型も変わりなく、傾向としてはこのとおりでよいかと考える。十分なニーズに応えられているのか |

| | |
|---|---|
| | どうか、今後も検証してまいりたい。 |
| 委員 | 手帳をお持ちの方が西鉄バスや筑鉄を利用する場合は、８９の事業における助成の対象外であるという認識でよいか。 |
| 障害福祉部長 | そのような認識で間違いない。 |
| 会長 | 次に、議題３「第４期北九州市障害福祉計画ＰＤＣＡチェック」について、事務局から概要のみ説明をお願いする。 |
| 障害福祉企画課長 | 資料６　障害福祉計画のＰＤＣＡサイクルについて　及び　第４期北九州市障害福祉計画の目標等の管理シートについて説明。 |
| 企画調整係長 | 資料７　障害者支援計画フォローアップ会議での主な意見について説明。 |
| 会長 | 事務局の報告について、ご質問やご意見があったら、発言をお願いする。 |
| 委員 | フォローアップ会議では特に意見が出なかったとのことであるが、入院中の精神障害者の地域生活への移行において、１年以上の在院者数を減少させることの難しさをお伝えしたい。<br>様々な症状で入院してこられるが、向精神薬の進歩により、入院後３か月時点の退院率及び入院後１年時点の退院率については、ほぼ目標値に近付いている。しかし、１年以上の在院者数となると、１０年、２０年と継続入院が必要な方もいる。そのような状態の方に退院を進めるとなると、生活能力の問題、社会的な手続きの問題等、大きな労力が必要であり、目標の実現は難しい状況にあるということをご理解いただきたい。 |
| 会長 | 他にご意見等ないか。 |
| 各委員 | （意見等なし） |
| 会長 | 次に、事務局からの報告に移る。<br>報告１（次期）北九州市障害者支援計画の策定状況について<br>報告２　北九州市の障害者の状況（平成２８年度末）<br>報告３　平成２９年度障害福祉関係予算及び重点的に取り組む障害福祉施策について |
| 企画調整係長 | 本日は時間の都合上、事務局からは、一括で報告をお願いしたい。<br>資料８　「（次期）北九州市障害者支援計画」の策定等について<br>資料９　北九州市の障害者の状況（平成２８年度末） |

| | |
|---|---|
| | 資料１０　平成２９年度障害福祉関係予算及び重点的に取り組む障害福祉施策について説明。 |
| 会長 | 事務局の報告についてご意見等ないか。 |
| 各委員 | （意見等なし） |
| 会長 | 最後に全体を通じて、委員からご質問やご意見はないか。 |
| 各委員 | 様々な事業について評価がなされているが、数値目標の設定にあたって、本来伸びた方がよい数値なのか、数値が伸びることによって障害のある方たちの自立が妨げられている側面はないか、次回、数値目標を設定する際は、その辺りを精査いただきたい。 |
| 会長 | 他にご意見等ないか。 |
| 各委員 | （意見等なし） |
| 会長 | それでは、本日の審議内容については、会長と事務局に一任させていただき、まとめさせていただきたい。 |
| 各委員 | （了解） |
| 会長 | 本日の議事はこれで終了とする。<br>進行を事務局にお返しする。 |
| 事務局 | 会長及び委員の皆様には、本日のご審議に感謝申し上げる。<br>以上で本日の会議を閉会する。 |